(趣旨)

第1条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成24年 条例第4号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとす る。

(定義)

第2条 この規則に規定する用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(公募の方法)

第3条 条例第2条の規定による公募は、筑西広域市町村圏事務組合広告式条例(昭和 45 年条例第1号)第2条 第2項に規定する掲示場への掲示、組合関係市広報紙への掲載、インターネットの利用その他広く一般に周知 することのできる方法により行うものとする。

(指定の申請等)

- 第4条 条例第3条に規定する組合規則で定める申請書は、公の施設の指定管理者指定申請書(様式第1号)による。
- 2 条例第3条に規定する組合規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 公の施設の指定期間内における管理の業務に関する各年度の収支予算書
- (2) 法人等の定款の写し及び登記簿の謄本又はこれらに準じるもの
- (3) 法人等の経営状況等が明らかな書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか管理者が必要と認める書類

(選定等の通知)

- 第5条 管理者は、条例第4条又は第5条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、公の施設の指定管理者の候補者選定通知書(様式第2号)により通知する。
- 2 管理者は、条例第4条又は第5条第2項の規定による選定により、候補者として選定しなかった法人等があった場合は、公の施設の指定管理者の候補者不選定通知書(様式第3号)により通知する。

(指定の通知等)

- 第6条 管理者は、条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、公の施設の指定管理者の指定 通知書(様式第4号)により通知する。
- 2 条例第6条第2項に規定する指定の告示に係る組合規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 公の施設の名称及び所在
- (2) 指定管理者の名称
- (3) 指定期間

(事業報告書の提出)

- 第7条 条例第9条に規定する事業報告書は、公の施設の指定管理者事業報告書(様式第5号)による。 (指定の取消し等)
- 第8条 条例第11条第1項の規定による指定管理者の指定の取消しは、公の施設の指定管理者指定取消通知書 (様式第6号)により行うものとする。
- 2 条例第11条第1項の規定による公の施設の管理業務の停止命令は、公の施設の管理業務停止命令書(様式第7号)により行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成24年11月16日規則第6号) この規則は、公布の日から施行する。

	公の施設の指定管理者指定申請書			
		年	月	日
筑西広域市町村圏事務	組合 管理者 様			
	(申請者)所在地 団体名 代表者氏名 電話番号		FI	7
	「務組合指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により けたいので、次のとおり申請します。	、公の	施設の	指
公の施設の名称				
添付書類	(1) 事業計画書(別紙1)及び収支予算書(別紙2)(2) 定款の写し及び登記簿の謄本又はこれらに準じるもの(3) 経営状況等が明らかな書類(4) その他必要な書類()			
備 考				

事 業 計 画 書

事 業 名					
申請年月日	年 月 日				
団体所在地					
団 体 名		設立年月日	年	月	日
代表者氏名		電話番号			

第1 類似施設の運営実績

運営に係る類似施設名称	所 在 地	主な業務内容	運	営	期	間
			開始		年	月
			終了		年	月
			開始		年	月
			終了		年	月
			開始		年	月
			終了		年	月

第2 事業計画(各項目ごとに別紙可)

【当該公の施設の管理運営を行うに当たっての経営方針について】

【当該公の施設の管理について】

- 1 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む。)
- 2 職員の研修計画
- 3 経理
- 4 その他

【施設の運営について】

- 1 サービスを向上させるための方策
- 2 利用者等の要望の把握及び実現策
- 3 利用者のトラブルの未然防止及び対処方法
- 4 その他(地域との連携、他施設との連携等)

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

【その他特記すべき事項】

第3 年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
7,7,7,7,7		3 3.2 3.73

年度 収 支 予 算 書

事業名

(単位:千円)

収	入	内	訳	備	考
収	入合計(A)				
+#					
項					
目					
支	出	内	訳	備	考
支	出合計(B)				
	人件費				
	事務費				
	事業費				
	施設管理費				
項					
目					
IJΔ	支 (A) — (B)				
7.	~ \(\psi\) \(\psi\)				

(注) 当該年度1年間の収支又は管理開始予定日から当該年度の末日までの収支を記入してください。

公の施設の指定管理者の候補者選定通知書

様

筑西広域市町村圏事務組合 管 理 者 印

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の指定については、筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条又は第5条第2項の規定により審査した結果、次のとおり決定しましたので、通知します。

公の施設の名称	
決定の内容	指定管理者の候補者に選定しました。 (注) この後、地方自治法第244条の2第6項の規定により、組合議会の議決を経て、上記公の施設の指定管理者として指定する予定です。
備 考	

公の施設の指定管理者の候補者不選定通知書

様

筑西広域市町村圏事務組合 管 理 者 印

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の指定については、筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条又は第5条第2項の規定により審査した結果、次のとおり決定しましたので、通知します。

公の施設の名称	
決定の内容	指定管理者の候補者に選定しませんでした。
不選定の理由	
備 考	

 第
 号

 年
 月

 日

公の施設の指定管理者の指定通知書

様

筑西広域市町村圏事務組合 管理者 印

年 月 日付けで選定の通知をしました指定管理者については、地方自治法第244条の2第6項の 規定により、組合議会の議決を経て、次のとおり指定しましたので通知します。

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				/ 0	
公の施設の名称						
決定の内容	指定管理者に	指定し	ました。			
指定の期間	年	月	日から	年	月	日まで
備考						

(参考) この通知後、筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条の 規定に基づき、速やかに公の施設の管理業務に関する協定を締結してください。

公の施設の指定管理者事業報告書								
		年	月	日				
筑西広域市町村圏事務	発出合 管理者 様							
	(申請者)所在地 団体名 代表者氏名 電話番号		F	印				
	務を実施したので、筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の の規定により、次のとおり報告します。	の指定	色の手続	続等				
公の施設の名称								
管理業務の期間	年 月 日から 年 月 日まで							
添 付 書 類	(1) 管理業務の実施状況及び利用状況(別紙1のとおり) (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績(別紙2のとおり) (3) 管理に係る経費の収支状況(別紙3のとおり) (4) その他管理者が必要と認める書類							
	(
備 考								

 第
 号

 年
 月

 日

公の施設の指定管理者指定取消通知書

様

筑西広域市町村圏事務組合 管 理 者 印

筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第11条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定を取り消したので、次のとおり通知します。

公の施設の名称	
取消しの理由	
備 考	

(教示) この決定に対する異議申立て及び取消訴訟の提起に係る教示については、別紙のとおりです。

公の施設の管理業務停止命令書

様

筑西広域市町村圏事務組合 管 理 者 印

筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第11条第1項の規定に基づき、公の施設の管理業務の停止を命じます。

公の施設の名称							
停止する業務							
停止の期間	3	年 月	日から	4	年 月	目まで	
停止の理由							
備 考							

(教示) この決定に対する異議申立て及び取消訴訟の提起に係る教示については、別紙のとおりです。